○平成五年郵政省告示第六百十一号（端末設備等規則の規定に基づく移動電話端末等の送信タイミングの条件等を定める件）

（平成五年十一月二十九日）

（郵政省告示第六百十一号）

改正　平成　六年一一月二四日郵政省告示第　六二七号

同　　八年　八月二六日同　　　　第　四四〇号

同　　九年　九月　一日同　　　　第　四五四号

同　　九年一二月　三日同　　　　第　六一五号

同　一〇年　九月　四日同　　　　第　四三五号

同　一〇年一二月二五日同　　　　第　六一八号

同　一二年　三月三〇日同　　　　第　二一六号

同　一二年一〇月　四日同　　　　第　六一九号

同　一五年　二月二四日総務省告示第　一五〇号

同　一六年　一月二六日同　　　　第　　九八号

同　一七年一〇月二一日同　　　　第一二三八号

同　二四年一二月　五日同　　　　第　四四九号

同　二八年　五月一八日同　　　　第　二一二号

令和　元年一一月二〇日同　　　　第　二五二号

同　　二年　七月三一日同　　　　第　二三一号

端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）第十九条、第二十条、第二十一条及び第三十四条の規定に基づき、移動電話端末、又は自営電気通信設備であって、移動電話用設備に接続されるものの送信タイミングの条件、ランダムアクセス制御の条件及びタイムアラインメント制御の条件を次のように定める。

一　移動電話端末、又は自営電気通信設備であって、移動電話用設備に接続されるもの（以下「移動電話端末等」という。）の送信タイミングの条件

１　電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第四条第三号に規定する無線局であって、電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第六条第四項第六号に規定するPHSの陸上移動局（無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第九条の四第七号イに規定するPHSの基地局を通信の相手の無線局とするものに限る。）の無線設備を使用する移動電話端末等（以下「PHS端末等」という。）

（一）　制御チャネルにおける標準送信タイミングは、移動電話用設備からの制御信号を受信した時点から二・五ミリ秒以上九七・五ミリ秒以下の時間であって二・五ミリ秒又は二・五ミリ秒に五ミリ秒の整数倍を加えた時間の後に送信を開始するものとする。

（二）　通話チャネルにおける標準送信タイミングは、移動電話用設備からの通信用スロットを受信し、かつ、次の時間の後に送信を開始するものとする。ただし、移動電話用設備からの通話チャネルを指定する信号を受信した後に送信を行う場合にあっては、指定された通話チャネルの受信レベルが一五九マイクロボルト以下で使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定を行った後に行うものとする。

（１）　フルレートの場合にあっては、二・五ミリ秒であること。

（２）　ハーフレートの場合にあっては、七・五ミリ秒であること。

（３）　クォーターレートの場合にあっては、一七・五ミリ秒であること。

（三）　標準送信タイミングの偏差は、標準送信タイミングに時間間隔精度（±）五ppmを加味したタイミングに対して（±）一シンボル（標準送信タイミングに対して一シンボル早く又は遅れて送信することをいう。）の範囲にあるものとする。

２　無線設備規則第四十九条の六の四に規定する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備を使用する移動電話端末等（以下「無線設備規則第四十九条の六の四に規定する符号分割多元接続方式の携帯無線電話端末等」という。）

（一）　拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの

（１）　制御チャネルにおける送信は、移動電話用設備から受信したスロットに同期させ、かつ、移動電話用設備から指定されたアクセススロットにおいて送信を開始するものであること。

（２）　通話チャネルにおける送信は、移動電話用設備から受信したフレームに同期させ、かつ、その開始時点から一、〇二四チップに相当する遅延時間の後に送信を開始するものとし、その送信の開始時点の偏差は（±）一・五チップの範囲にあること。

（二）　拡散符号速度が毎秒一・二二八八メガチップのもの

（１）　制御チャネルにおける送信は、移動電話用設備から受信したスロットに同期させ、かつ、スロットの受信が終了した時点から、不規則な遅延時間の後に送信を開始するものであること。

（２）　通話チャネルにおける送信は、移動電話用設備から受信したフレームに同期させ、かつ、その開始時点と受信したフレームとの偏差は（±）一マイクロ秒までの範囲にあること。

３　無線設備規則第四十九条の二十三第二号に規定する非静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局の無線設備を使用する移動電話端末等

（一）　移動電話端末等と移動電話用設備との間のチャネル設定を行う時の標準送信タイミングは、報知チャネル（移動電話用設備から移動電話端末等への送信タイミング及び移動電話端末等から移動電話用設備に対して送信される信号の強さを通知するものであって、移動電話端末等からの捕捉要求を確認し、チャネル割り当てを行うのに必要な信号の提供を行うためのチャネルをいう。以下同じ。）の同期信号を検出した時点から次のタイミングで先頭シンボルの送信を開始するものとする。

（１）　報知チャネルをダウンリンクタイムスロット一で検出した場合

一、二四六シンボル＋二、二五〇シンボル×n、又は、一、四五八シンボル＋二、二五〇シンボル×n（nは整数。以下同じ。）

（２）　報知チャネルをダウンリンクタイムスロット二で検出した場合

一、〇三六シンボル＋二、二五〇シンボル×n、又は、一、二四九シンボル＋二、二五〇シンボル×n

（３）　報知チャネルをダウンリンクタイムスロット三で検出した場合

一、二五二シンボル＋二、二五〇シンボル×n、又は、一、四六四シンボル＋二、二五〇シンボル×n

（４）　報知チャネルをダウンリンクタイムスロット四で検出した場合

一、〇四二シンボル＋二、二五〇シンボル×n、又は、一、二五五シンボル＋二、二五〇シンボル×n

（二）　通話チャネルの標準送信タイミングはダウンリンク通話チャネルの同期信号を検出した時点から次のタイミングで先頭シンボルの送信を開始するものとする。

（１）　タイムスロット一で通話チャネルを確立した場合　一、一九二シンボル

（２）　タイムスロット二で通話チャネルを確立した場合　一、一九五シンボル

（３）　タイムスロット三で通話チャネルを確立した場合　一、一九八シンボル

（４）　タイムスロット四で通話チャネルを確立した場合　一、二〇一シンボル

（三）　標準送信タイミング偏差は、〇シンボルから（＋）一シンボル（標準送信タイミングに対して一シンボル遅れて送信することをいう。）までの範囲にあるものとする。

二　移動電話端末等のランダムアクセス制御の条件

１　PHS端末等

（一）　通話チャネルの確立を要求する信号を送信する場合にあっては、移動電話用設備からの制御信号に同期して行うものとする。

（二）　通話チャネルの確立を要求する信号を送信した後、移動電話用設備から一・二秒以内に通話チャネルを指定する信号を受信した場合にあっては、指定された通話チャネルの受信レベルが一五九マイクロボルト以下で使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定を行った後に情報の送信を行うものとする。

（三）　移動電話用設備からの通話チャネルを指定する信号が受信できなかった場合又は通話チャネルを指定する信号を受信した後に指定された通話チャネルの受信レベルが一五九マイクロボルトを超えて使用する電波の周波数が空き状態でないとの判定を行った場合にあっては、不規則な遅延時間の後に（一）以降の動作を行うものとする。ただし、この再実行回数は三回を超えてはならない。

２　無線設備規則第四十九条の六の四に規定する符号分割多元接続方式の携帯無線電話端末等

（一）　拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの

（１）　制御チャネルにおける送信は、移動電話用設備から指定された条件に基づき信号を送出後、移動電話用設備から指定された時間（七、六八〇チップ又は一二、八〇〇チップ）後に送信許可信号を受信した場合は、送信許可信号を受信してから七、六八〇チップ後に情報の送信を行うこと。

（２）　（１）において送信禁止信号を受信した場合又は送信許可信号若しくは送信禁止信号を受信できなかった場合は、再び（１）の動作を実行するものとする。この場合において、再び（１）の動作を実行する回数は移動電話用設備から指示される回数を超えず、かつ、六四回を超えてはならない。

（二）　拡散符号速度が毎秒一・二二八八メガチップのもの

（１）　制御チャネルにおける送信は、移動電話用設備に信号を送出後、一六〇ミリ秒以上一、三六〇ミリ秒以下の移動電話用設備から指定された時間内で、その信号の受信を確認した信号（以下「確認信号」という。）を移動電話用設備から受信した場合は、送信を完了すること。確認信号を受信できなかった場合は、〇スロットから一六スロットの不規則な遅延時間の後に、確認信号を受信するまで移動電話用設備に信号を再度送出するものとする。この場合において再度送出する回数は、移動電話用設備から指示される回数を超えず、かつ、一五回を超えてはならない。

（２）　（１）において確認信号を受信できなかった場合は、〇スロットから一六スロットの不規則な遅延時間の後に、再び（１）の動作を実行するものとする。この場合において、再び（１）の動作を実行する回数は移動電話用設備から指示される回数を超えず、かつ、一四回を超えてはならない。ただし、不規則な遅延時間の最大値については、移動電話用設備から指示のあった場合において、この限りでない。

３　無線設備規則第四十九条の二十三第二号に規定する非静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局の無線設備を使用する移動電話端末等

（一）　信号の送信は、移動電話用設備から受信した報知チャネルの送信許可／禁止ビットが送信許可を示したフレームの同期信号を検出した時点から一の３で定めるタイミングで送信する。

（二）　信号の送信後、四フレーム以内に移動電話端末識別ビットを受信しない場合にあっては、〇フレーム以上、Nフレーム以下（Nは移動電話用設備の指定による。）の不規則な遅延時間の後に、再び（一）の動作を行うものとする。ただし、この実行回数は九回を超えてはならない。

三　移動電話端末等のタイムアラインメント制御の条件

１　無線設備規則第四十九条の二十三第二号に規定する非静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局の無線設備を使用する移動電話端末等の送信タイミングは、衛星の位置を予測しタイムアラインメントを行った捕捉信号を送信することにより調整するものとする。以後は、移動電話用設備から指示された値に従い調整するものとする。

２　１に定める送信タイミングの調整は、標準送信タイミングに対して〇シンボルから（－）五五〇シンボル（標準送信タイミングに対して五五〇シンボル早く送信することをいう。）までの範囲で行うものとする。

改正文　（平成一二年三月三〇日郵政省告示第二一六号）　抄

平成十二年四月一日から施行する。

改正文　（平成一七年一〇月二一日総務省告示第一二三八号）　抄

平成十七年十二月一日から施行する。

改正文　（平成二八年五月一八日総務省告示第二一二号）　抄

電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十六号）の施行の日（平成二十八年五月二十一日）から施行する。

改正文　（令和元年一一月二〇日総務省告示第二五二号）　抄

電波法の一部を改正する法律（令和元年法律第六号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和元年十一月二十日）から施行する。